

議案第10号

目黒区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月19日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区立公園条例の一部を改正する条例

目黒区立公園条例（昭和51年4月目黒区条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表1の1中「2, 107円」を「2, 232円」に改め、同表の2中

1, 529円	1, 563円
679円	694円
1, 133円	1, 158円
453円	463円
1, 133円	1, 158円
地上露出部分 601円	地上露出部分 721円
地下部分 339円	地下部分 347円
462円	554円
686円	823円
13, 900円	14, 300円
37円	38円

に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の目黒区立公園条例別表1の規定に基づき徴収するものとされた使用料又は占用料については、当該使用料又は占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

(説明) 公園の土地の使用料及び占用料の限度額を引き上げるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区立公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案			現 行 条 例		
別表1 (第11条関係)			別表1 (第11条関係)		
1 土地の使用料			1 土地の使用料		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
土地	(現行に同じ。)	<u>2, 232円</u>	土地	(省 略)	<u>2, 107円</u>
(現行に同じ。)			(省 略)		
2 公園の占用料			2 公園の占用料		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
電柱、標識	(現行に同じ。)	<u>1, 563円</u>	電柱、標識	(省 略)	<u>1, 529円</u>
水道管、下水管、ガス管、電線		<u>694円</u>	水道管、下水管、ガス管、電線		<u>679円</u>
マンホールの類		<u>1, 158円</u>	マンホールの類		<u>1, 133円</u>
郵便差出箱、信書便差出箱		<u>463円</u>	郵便差出箱、信書便差出箱		<u>453円</u>
公衆電話所		<u>1, 158円</u>	公衆電話所		<u>1, 133円</u>
地下の占用物件		<u>地上露出部分</u> <u>721円</u>	地下の占用物件		<u>地上露出部分</u> <u>601円</u>

	<u>地下部分</u>
	<u>347円</u>
高架の占有物件	<u>554円</u>
天体、気象又は土地の観測施設	<u>823円</u>
写真又は映画撮影のための臨時的な占有	<u>14,300円</u>
その他の占有	<u>38円</u>
(現行に同じ。)	

	<u>地下部分</u>
	<u>339円</u>
高架の占有物件	<u>462円</u>
天体、気象又は土地の観測施設	<u>686円</u>
写真又は映画撮影のための臨時的な占有	<u>13,900円</u>
その他の占有	<u>37円</u>
(省略)	